**-----------------------**

**規　　　　　　則**

**-----------------------**

高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年８月１３日

　　　　　　　高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第49号**

**高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則**

　高知県砂防指定地管理規則（昭和44年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式の規定中「印 」を削る。

別記第２号様式から別記第７号様式まで及び別記第９号様式から別記第11号様式までの規定中「㊞」を削る。

　別記第12号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　１　写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメー

トルとする。

　　　２　この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に

変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければなら

ない。

　　　３　この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ち

に返納しなければならない。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

　◎高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則